

「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針案」

についての意見

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

第2 5. 関係機関との連携・協力に関する事項について

劇場、音楽堂等の活動を活性化し、全国に多様、多彩な実演芸術の創造、鑑賞、参加機会を創り出すためには、劇場、音楽堂等と実演家、専門スタッフ、実演芸術団体との多様な連携・協力関係を開発し、試みていくことが重要だと考えます。

劇場、音楽堂等と実演芸術団体等がそれぞれの強みを生かし、相互に能力を発揮し、その責任範囲を明確化し、作品創造に取り組む共同制作、劇場、音楽堂等や実演芸術団体等で制作された作品について全国を巡回公演することを促進する巡回公演については言及されました。しかしながら、これ以外にも劇場、音楽堂等と実演芸術団体等との連携・協力は多様に存在します。以下のことについても具体的な言及をすることが重要です。

・実演芸術活動の本拠地について

現在幾つかの劇場、音楽堂等と特定の芸術団体が、その施設での稽古・リハーサルや定期的な公演のため一定期間優先使用することができて、年間を通し本拠地として活動する通称フランチイズと称される連携が取り組まれています。

この効果は、同一の劇場空間での稽古・リハーサルと公演による芸術表現の質の飛躍的な向上、同時に定期的、継続的な公演実施による地域での観客、聴衆の開拓、鑑賞機会の提供、体験プログラムや部活動などへの指導の実施など教育普及に大きな力を発揮しています。また、この利用形態は施設の稼働率が上がり、施設の効果的な利用にもつながっています。

この方式について指針に具体的な言及がなく、劇場、音楽堂等の活性化を図る上で重要な取組の一つである「連携モデル」として、より質の高い実演芸術の公演、鑑賞、体験の実現、施設の効果的な利用の観点から、劇場、音楽堂等と実演芸術団体等にとって相互に利点のある「本拠地」提携を具体的に示し、設置者である地方公共団体及び運営者、実演芸術団体へ奨励することが必要です。

・多様な提携について

また、劇場、音楽堂等と実演芸術団体等は、提携公演と称して、年間一定回

数公演し地域で教育普及などの取組を行うこと、施設利用料を減免して入場料収入の配分条件を相互に決める事業をつくりだす取組など、多様な連携の試みも進んでいます。このような「多様な提携」を試み、共同制作、巡回公演とならんでその情報を共有する取組を促すことが重要と考えます。

・実演家の配置について

オーケストラ、演劇、ダンス、声楽など幾つかの劇場、音楽堂等で長期雇用、年間契約、短期契約と実演家等の配置についてさまざまな試みが進んでいます。

これらの取組により、劇場、音楽堂等の事業実施、また地域での小中高等学校での実演芸術の鑑賞、体験機会づくりなど教育普及に大きな役割を担っています。さらに他の劇場、音楽堂等との共同制作、巡回公演も実施されています。

3. 専門的人材の養成・確保の項だけでなく、このような多様な「実演家等の配置」を特記されることを要望します。

第2 9. 安全管理等に関する事項について

人々に実演芸術の創造、公演、体験などの機会をつくりだす専門人材（制作、技術、実演等）の知識、技術、技能などの専門性は、劇場、音楽堂等や実演芸術団体等でその職能、職域ごとに共通基盤が存在します。「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」において、これら専門人材の育成、配置、豊かな事業実施と安全管理については、劇場、音楽堂等や実演芸術団体等との共通課題として捉え、共通基盤を形成する方向性が重要となります。

・実演芸術の公演制作を円滑（安全）に行うための専門性と体制について

公演の創造、制作および劇場、音楽堂等の施設、設備の保守、運用については、制作、実演、演出、プランナー、舞台監督、劇場機構、照明、音響、劇場技術管理などの専門職能が存在します。

公演の多くは実演芸術団体等が企画、制作し、劇場、音楽堂等で公演することが中心です。この現場においては、公演制作の円滑な実施と安全管理の両立が必要で、実演芸術団体等と劇場、音楽堂等の双方の専門人材に創造と安全に係わる一定水準の共通の知識、技術、技能が求められています。そして公演制作に係わるさまざまな職能、職域における共通認識を形成し、それぞれの専門性による役割分担、これを総括する体制が求められています。

実演芸術の創造、公演に関わるさまざまな職能である制作・興行、実演、技術、劇場等関係の16団体で構成する劇場等演出空間運用基準協議会が6年余検討し、『劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン』をまとめています。このガイドラインは、制作環境や技術の変化に対応して定期的に見直すものですが、安全管理の基本的な考え方をまとめたものです。

その内容は

- 1)安全衛生管理体制の整備
- 2)公演制作過程における職能の役割と責任
- 3)企画から撤去・搬出までの公演制作過程
- 4)危機発生時の緊急措置
- 5)電気の安全事項
- 6)舞台設備の管理

にわたり、劇場、音楽堂等での公演業務の安全確保のために守るべきこととその専門性が示されています。とりわけ「安全衛生管理体制の整備」と企画段階から公演、撤収までのプロセスで安全確保のポイントの考え方を示したものです。

指針案の「第 2 9.安全管理等に関する事項について」において全国の劇場、音楽堂等で「安全管理に係る規程」の整備が求められていますが、それぞれの劇場、音楽堂等がその独自性にだけ依拠して個別ばらばらに規程を定めるのではなく、全国的な共通の基準に沿ってそれぞれの劇場、音楽堂等の独自の規程を定めるのが、実演芸術の公演実施の実態から妥当であると考えます。

『劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン』は幅広い関係者の合意によってまとめられたものであり、この『ガイドライン』に沿って個別の劇場、音楽堂等と実演芸術団体等がそれぞれの「安全管理に係る規程」を整備することが望まれます。

なお、安全管理は豊かな実演芸術の創造を円滑に行うためのものであり、単なる管理のために規程墨守に陥り、硬直的な運用にならないよう注意が必要だと考えます。

第 3 国、地方公共団体の取組等に関する事項

法律および指針において劇場、音楽堂等の活性化のため劇場、音楽堂等と実演芸術団体等の連携・協力の促進が示されました。このような関係をつくりあげていくためには相互の交流を促し、具体的な共同制作、巡回公演、本拠地提携、多様な連携、専門的人材、制作者、技術者、実演家等の配置などを進める環境の整備が必要となります。実演芸術団体等が積極的に協力を行える施策の実施について、より強調することが重要と考えます。